

愛川町森林整備計画の策定にあたり、パブリック・コメント 手続を実施しなかった理由について

平成 24 年 12 月下旬に、神奈川地域森林計画が樹立されたことにより、これに合わせ愛川町森林整備計画を策定するもので、本計画は森林法第 10 条の 5 第 7 項の規定により縦覧の手続が義務付けられていることから、愛川町自治基本条例第 19 条第 2 項第 1 号の規定を適用し、パブリック・コメント手続をしないこととし、その理由についてお知らせするものです。